

# 日本政府の被爆者援護法から排除され続ける在朝被爆者

2023.11.11 市場淳子（韓国の原爆被害者を救援する市民の会・会長）

## (1) 1995年、「反核平和のための朝鮮被爆者協会」が結成される

「反核平和のための朝鮮被爆者協会」の結成に到るまでには、1990年以降の原水禁国民会議と朝鮮人被爆者協議会（当時の会長は李実根（リ・シルグン）（故人））の努力があった。

1990年の原水禁大会に1名の在朝被爆者が参加。1992年5月に原水禁国民会議の訪朝団（李実根会長も同行）が、朝鮮人強制連行名簿を持参し、李実根会長は日本の被爆者健康手帳申請書を朝鮮語に翻訳したもの（実態調査用紙）を1万部持参し、在朝被爆者の実態調査を要請した。この時、10名の在朝被爆者との交流が実現した。

1995年2月2日に平壤（ピョンヤン）で「反核平和のための朝鮮被爆者協会」が結成され、在朝被爆者の実態調査が進んだ。

↓

※2000年には928人の、2007年末には382人の生存被爆者が確認された。

1999年8月には平壤で「原爆写真展」が行われる。

### 【反核平和のための朝鮮被爆者協会の目的】

協会は朝鮮民主主義人民共和国にある原子爆弾被害者の組織として原子爆弾による被害の責任を追求し被害者に対する十分な補償を実現し、朝鮮半島を含め東北アジア地域に非核平和地帯を作り、あらゆる核実験を禁止し、地球上での核兵器を完全に廃棄させ、自由で平和な新しい世界を作るためのことを目的とする。

## (2) 2000年、日本政府が動き始めるが…

2000年3月に「反核平和のための朝鮮被爆者協会」代表団が来日し、小淵首相と面談し、小淵首相は在朝被爆者支援の必要を認める。

2001年3月、外務省アジア大洋州局の佐藤重和参事官、原爆医療の専門医師2人、外務省と厚労省の職員による在朝鮮被爆者実態調査代表団が訪朝し、聞き取り調査と医療施設の視察を行い、帰国後、外務省は、「今すぐ人道支援が必要」と認める。

その後、在韓被爆者の日本での訴訟の勝利により、在外被爆者の被爆者援護法の権利が認められるようになっていくなかであっても、日本政府は在朝被爆者を放置し続けた。

## (3) 2005年、在韓被爆者の郭貴勲さんと沈鎮泰さんが平壤で在朝被爆者と初交流

2002年12月に郭貴勲（クァク・クィフン）さんの大阪高裁での勝訴判決が確定し、日本政府が2003年3月1日から日本国外居住の被爆者にも被爆者援護法の一部適用を開始した。この裁判の成果を在朝被爆者にも伝えるために郭さんと沈鎮泰（シム・ジンテ）さんが平壤を初訪問した。朝鮮側も4名の被爆者が出迎えて、在韓、在朝被爆者を中心とする会議が開催された。

在朝被爆者も日本政府による援護の道が開けるかもしれないとの期待感を抱いていたが、この

時点では「被爆者健康手帳」を日本に行って取得しなければならず、日本への訪問にも制限が多く、期待が失望と日本政府への不信へと変わっていった。

#### **(4) 2008年、「在朝被爆者支援連絡会」が訪朝**

「在朝被爆者支援連絡会」が原水禁国民会議、朝鮮人被爆者協議会、ピースボートなどで構成され、2008年6月に在朝被爆者支援の方策を見出すために訪朝団を送った。

訪朝団の一員であった李実根会長は、朝鮮側に「日朝国交正常化交渉の際には必ず被爆者補償問題を話し合うこと」を強く求め、了承の返答を得た。

2002年9月の日朝平壤宣言における「国交正常化を実現するにあたっては、1945年8月15日以前に生じた事由に基づく両国及びその国民のすべての財産及び請求権を相互に放棄するとの基本原則に従い、国交正常化交渉においてこれを具体的に協議することとした。」という部分に関連して、在朝被爆者の請求権が放棄されることを懸念してのことであった。

#### **(5) 2016年、在外被爆者への援護法に基づく医療費支給の開始**

2015年9月8日の在韓被爆者医療費訴訟・最高裁勝訴を受けて、日本政府は2016年1月1日から日本政府は在外被爆者にも援護法に基づく医療費支給を開始した。これをもって、在外被爆者の援護法訴訟は集結した。

しかし、日本政府は在朝被爆者に対して、日本との国交がない（在外日本公館が朝鮮にない）ことを理由に、実質的に在朝被爆者への援護法適用の道を閉ざし、在朝被爆者だけを排除した。

#### **(6) 2021年、朝鮮原爆被害者協会からのメッセージ**

朝鮮人原爆被害犠牲者追悼会実行委員会 御中

日本帝国主義が起こした侵略戦争の渦中に、米国が投下した原子爆弾により数多くの朝鮮人が残酷な犠牲を強いられてから76年が過ぎました。ここに全ての朝鮮人原爆犠牲者を深い哀悼の意をもって追慕します。

日本帝国主義のファシズム的な植民地統治下で異国日本に連行され、人間の根源的な尊厳と権利を奪われ、奴隷のような労働を強いられた罪のない朝鮮人が、祖国解放を数日後に控えながら、原爆により無残に殺されたとは、これほどの無念が一体どこにありますか。正に、日本帝国主義が朝鮮人民に与えた不幸と苦痛の代価はいかなる補償でもまかなうことはできません。

しかし、日本政府は加害者として、無念の損害を被った朝鮮人被爆者たちに謝罪して直ちに援護措置を実施することをせず、朝鮮の被害者たちが「該当する手続きどおりに申請書を提出し、原爆被害者だと認定されれば、健康管理手当の支給を検討する」と、口頭のみでの回答に終始し、何ら実践的な措置を講じるどころか、我が国に対する制裁と敵視政策を強めています。

これこそが、過去日本に連行され強制労働を強いられた拳句に被爆し、その遺伝的影響で愛する子どもたちまでが健康被害を被ることによって、二重三重の心理的な苦痛に苛まれている我が原爆被爆生存者たちに対する、許しがたい冒瀆であり愚弄に他なりません。

病魔との闘いの末に永眠された被爆者たちの最後の叫びは、日本政府に真摯な謝罪をしてほしいということであり、幾ばくかの手当金を欲することではありませんでした。お金で失った命を

買い戻せることはもちろん、犠牲者の子孫の心に積もった恨みや傷を癒すことなどできません。

日本政府は朝鮮人被爆者問題を発生させた自らの罪を誠意をもって認め、全ての被害者たちに真摯に謝罪し、相応の賠償をしなければなりません。原爆被爆者および植民地時代の朝鮮人被爆者への日本政府の真摯な謝罪と賠償は、被害者だけに限った問題ではなく、正義と平和を志向する全ての朝日両国民が直面する共同の歴史的課題であると捉えています。

我々は、この追悼集会に参加された皆さんが、原爆犠牲者の悲痛な叫びを胸に刻み、不幸な歴史が二度と繰り返されないための正義の闘いに奮って立ち上がって下さることを期待します。

最後に、新型コロナウイルス感染事態で様々な苦労があるかと思いますが、何とぞ相互扶助の精神を持って、皆さんが健康であり、より活躍されることを心から祈念いたします。

朝鮮原爆被害者協会

チュチェ 110 年 2021 年 8 月 6 日、9 日

## (6) 在朝被爆者問題解決のために何ができるか？

1995 年に「反核平和のための朝鮮被爆者協会」が結成され、2000 年に日本政府が在朝被爆者の支援が急務であることを認め、在朝被爆者は日本政府に対して医薬品の供与を求めてから、今日までに 30 年近くが過ぎ去った。

その間、日本政府は在朝被爆者を放置し、被爆者援護法からも排除し続けてきた。

朝鮮民主主義人民共和国は、被爆者の存在とその苦境を認定し、日本政府との交渉の糸口を模索したが進展は得られず、今日では核保有を自ら認めるにいたった。

一方、日米韓の共和国敵視は強化され、韓国は米国との核共有体制の構築を目指し、日本政府は米韓との軍事同盟強化に向かって進んでいる。

日本政府は今でも「在朝被爆者支援は必要」との見解を変えてはいないが、何もしていない。

↓

■2021 年 3 月 23 日、高良鉄美参議院議員の質問に対して茂木外務大臣（当時）が、「放射能による健康被害を受けたという点で、重要な人道上の問題であると考えている。政府としては、引き続き、本件が重要な人道上の問題であることを踏まえ、被爆者援護法、厚労省の所管であり、厚労省を始め関係省庁との間で緊密に連携しながら適切に対応していきたい」と答弁。

■「在外被爆者に援護法適用を実現させる議員懇談会」の齊藤鉄夫会長（公明党・国土交通大臣）も、『公明新聞』（2023 年 8 月 6 日）で「残る課題として、北朝鮮に住む被爆者への支援が手つかずのままです。引き続き、政府に取り組みを促していきます。」と述べている。

## 我々の課題（案）：岸田首相の訪朝に向けた動きがあれば…

- ①在朝被爆者の現状把握を日本政府に要請すること。
- ②民間でも在朝被爆者の現状把握に努めること。
- ③在朝被爆者への人道支援を日本政府に要請すること。
- ④日朝国交正常化交渉を再開し、被爆者問題を議論するよう日本政府に要請すること。
- ⑤日本政府の援護策から排除され続けている被爆者への核兵器禁止条約第 6 条、第 7 条による支援を講究すること。→在朝被爆者に対する国際社会の関心を喚起する。（以上）